（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（次条第一項において「平成十九年改正前施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前		
別紙様式第11号　（表）	**別紙様式第11号**　（表）		
6 ［略］ 5　組合員の資格がなくなつたとき又は組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［略］	1 ［略］　2 ［略］	6 ［同左］ 5　組合員の資格がなくなつたとき又は組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは継続長期組合員となつたときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［同左］	1 ［同左］　2 ［同左］
（裏） ［略］ 備考　［略］	（裏） ［同左］ 備考　［同左］		
別紙様式第15号　（表）	**別紙様式第15号**　（表）		
6 ［略］ 4　この証の必要がなくなつたとき、組合員の資格がなくなつたとき又は組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員若しくは継続長期組合員となつたときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［略］	1 ［略］　2 ［略］	6 ［同左］ 4　この証の必要がなくなつたとき、組合員の資格がなくなつたとき又は組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員若しくは継続長期組合員となつたときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。 ［同左］	1 ［同左］　2 ［同左］
（裏） ［略］ 備考　［略］	（裏） ［同左］ 備考　［同左］		
別紙様式第15号の3　（表） ［略］ （裏） ［略］	**別紙様式第15号の3**　（表） ［同左］ （裏） ［同左］		